第22期決算公告

2022年6月28日

東京都港区芝二丁目31番19号
株式会社ジョイント・プロパティ
代表取締役　伊香賀俊也

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**816,930**	**流動負債**	**640,606**
現金及び預金	411,027	未払金	145,205
営業未収入金	340,004	未払費用	27,161
前払費用	11,137	未払法人税等	11,020
立替金	60,307	リース債務	18
その他	951	前受金	39,780
貸倒引当金	△ 6,498	預り金	392,496
固定資産	**825,975**	賞与引当金	6,022
有形固定資産	**326,367**	未払消費税等	18,901
建物	78,849	**固定負債**	**206,617**
構築物	3,145	退職給付引当金	55,632
工具器具備品	4,718	株式給付引当金	3,766
土地	239,636	役員株式給付引当金	2,002
リース資産	17	長期預り保証金	122,913
無形固定資産	**23,322**	資産除去債務	22,302
電話加入権	7,996	**負債合計**	**847,223**
ソフトウェア	15,325	**純資産の部**	
投資その他の資産	**476,285**	**株主資本**	**795,682**
長期未収入金	2,787	**資本金**	**100,000**
長期貸付金	400,000	**資本剰余金**	**189,770**
差入敷金・保証金	67,679	資本準備金	82,728
繰延税金資産	8,521	その他資本剰余金	107,042
貸倒引当金	△ 2,703	その他資本剰余金	107,042
		利益剰余金	**505,911**
		利益準備金	2,100
		その他利益剰余金	503,811
		繰越利益剰余金	503,811
		（うち当期純利益）	(77,952)
		純資産合計	**795,682**
資産合計	**1,642,905**	**負債及び純資産合計**	**1,642,905**

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法によっております。

2.固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）については、定率法によっております。

ただし、建物及び2016年4月以降に取得した建物付属設備、構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産については、定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しています。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④株式給付引当金

従業員に対する株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤役員株式給付引当金

役員に対する株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。なお、当社はマンションの賃貸管理業務及び売買仲介等を営んでおり、主な収益を以下のとおり認識しております。

①サブリース事業

当該履行義務は、賃貸借契約に基づく契約の発生時に収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

②管理受託事業

当該履行義務は、管理委託契約に基づく役務提供の完了時に収益を認識しております。取引価格は管理委託契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

③不動産売買仲介等

当該履行義務は、不動産売買取引が完了する一時点で充足する履行義務であり、当該時点において収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づき受領しております。

5.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

6.会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益及び期首剰余金に与える影響はありません。